

すみれ保育園 重要事項説明書

保育・施設の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 すみれ育成会
事業者の所在地	田川郡川崎町大字川崎 20 番地の 1
事業者の電話番号・FAX	TEL 0947-72-7031 FAX 0947-72-8778
代表者氏名	理事長 荒木 辰彦
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 児童館の経営 一時預かり事業の経営 地域子育て支援拠点事業の経営 障害福祉サービス事業の経営

2 施設の概要

種 別	保 育 所					
名 称	すみれ保育園					
所 在 地	田川郡川崎町大字川崎 20 番地の 1					
電 話 番 号 ・ F A X	TEL 0947-72-7031 FAX 0947-72-8778					
施 設 長 氏 名	園長 渡辺 幸子					
開 設 年 月 日	1976 年 3 月					
利 用 定 員 (年 齢 別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育、家庭支援推進保育事業					
事 業 所 番 号						

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		3516.66		m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建て 延床面積 907.36		m ²
	延床面積	907.36		m ²
施設設備の数と面積	乳児室	2	室	118,13 m ²
	ほふく室	1	室	28,81 m ²
	保育室	4	室	247,17 m ²
	遊戯室	1	室	184,20 m ²
	調理室	1	室	56.61 m ²
	調乳室	1	室	6,82 m ²
	幼児用トイレ	6	室	43.90 m ²
	医務室	1	室	m ²
	事務室	1	室	37.88 m ²
	もく浴室	2	室	20.28 m ²
	その他			169,73 m ²
	設備の種類		冷暖房	
屋外遊戯場		(園庭)517.60 m ² (グラウンド) 2,340.00 m ²		

4 施設の目的、運営方針

目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会事業を行う
運 営 方 針	<p>児童は一人の人格者として尊ばれ社会の一員と重んぜられる良い環境の中で育てられるという児童憲章の精神にのった保育を大事にし、児童福祉法の理念に基づき子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進に努め、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことに努めたいと考えています。</p> <p>保育事業は、勤労市民のため又の世代をになう幼児の教育にとってきわめて重要な位置をめています。つとめて広い視野を持ち、強い連帯感をもってこの事業が社会全体の向上と離れがたく結びついていることを認識し保育内容の向上、地域の勤労市民の期待にこたえるための努力をおこなっていきます</p>

5 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
園 長	園の業務を統括し、会計事務に従事	1人	—
主任保育士	園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する	1人	—
副主任保育士	主任保育士を補佐し、保育実務を指導する	2人	—
保 育 士	園児の発育指導及び安全管理	10人	5人
管理栄養士	園児給食の栄養指導及び管理	—	1人
調 理 師	園児給食の調理	1人	—
調 理 員	園児給食の調理	1人	—
看 護 師	乳幼児の健康管理	—	1人
保 育 補 助	保育における業務の補助	—	2人
事 務 員	園内の経理事務 保育における業務の補助	1人	—
用 務 員	園内の環境整備、保育における業務の補助	—	1人

- ◆ 開園時間中は、最低 2 名以上の保育士を配置し、保育にあたります。
- ◆ 上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

6 保育を提供する日

開 園 日	月曜日 ~ 土曜日
休 園 日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

- ◆ 非常災害(地震、台風、大雪等)により、災害が予想される場合には臨時休園することがあります
- ◆ 上記以外の感染症などの感染拡大を防止する為の休園要請及び自粛要請など国・県・町のいずれか発令された場合には臨時休園することがあります。

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 分から午後 19 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 00 分から午後 19 時 00 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11 時間)	1日当たり原則8時間、午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分まで
土曜日の保育時間(11 時間)	1日当たり原則8時間、午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分まで
延長保育時間	朝:午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分まで 夕:午後 18 時 30 分から午後 19 時 00 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	1日当たり原則8時間、午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
土曜日の保育時間(8時間)	1日当たり原則8時間、午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
延長保育時間	朝:午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 夕:午後 16 時 30 分から午後 19 時 00 分まで

8 利用料金

利用料(利用者負担)	支給認定を受けた保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	標準時間 1 回 200 円(19:00~1 時間 200 円)) 短時間 1 時間 200 円
主食提供	月額 600 円(3 歳以上児のみ)
副食費	月額 4,800 円(3 歳以上児のみ)
その他必要となる料金	<ul style="list-style-type: none"> ▶父母の会費 1 人 400 円を毎月月末まで園に納入 ▶体操服代(3歳児クラスより) <ul style="list-style-type: none"> 上 着(半袖) 100cm~1,870 円 140cm~2,244 円 上 着(長袖) 100cm~2,200 円 140cm~2,640 円 ズボン(パンツ) 100cm~1,540 円 140cm~1,848 円 ズボン(トレパン) 100cm~2,860 円 140cm~3,432 円 ▶衝撃緩和帽子 1,650 円 ▶5 歳児らいおん合宿にかかる費用 (バス代、青年の家宿泊費を実費) ▶絵本代(希望者)

9 支払方法

現金支払い

支払期日：体操服・帽子は購入時に支払い

その他は毎月 10 日前後に徴収袋を配布し、月末までに納入

10 提供する保育・教育の内容

当園は、児童福祉法、子ども子育て支援法その他関係法令等を遵守し、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と家庭及び地域の実態に応じた教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとします。

自然や「本物」に触れる環境を大事に

就学前の6年間は脳神経系統が最も発達する時期であり運動神経と感覚神経の発達が脳中枢の発達を促すことからそれにあわせてリズム運動、水遊び、泥遊びなど子ども達の遊びを充分保障する保育をめざしています。そして自ら意欲的に生きる力と、どんなこともやればできるんだという達成感の育つ育ちを援助していく保育を心がけています

- ①年齢発達の特徴をふまえて豊かに成長していけるように保育し、その子その子の内から伸びようとする力を大切に育てます
- ②食は命の源！乳幼児の心身に必要な食事改善をめざします
- ③身体の土台作り。心を開放させ神経を末端までいきわたらせるしなやかな身体をつくるためにリズム運動をします
- ④自然の恵の中で全身を使ってたっぷり遊び、豊かな感性やしなやかで丈夫な身体を育てます。
- ⑤自分の頭で考え、自分の意思で判断し常に新しいものを創りだし意欲をもって未来にむかっていく「生きる力」を身につけた子どもを育てます。

すみれの保育へのこだわり “生きる力を育む保育を！安心できる環境を！”

- 木の床・木の壁
- 発達抵抗をつくるための三段階作り
- あそびと労働で子どもの心とからだを育てる
- 教育としての自然を考える
- こどもの発達を促すさくらんぼリズム
- 子どもたちに水と土と太陽を
- 食を大切に
- 絵本の読み聞かせを大切に
- 子育てを語り合う時間を大切に

<毎日の保育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園 健康観察	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園・所持品整理 健康観察 自由遊び
8:30 9:00	保育短時間(8時間)開始 順次登園 検温 絵本の読聞かせ 午前おやつ	保育短時間(8時間)開始 順次登園・所持品整理 さくらんぼリズム 絵本の読聞かせ・おはなし

10:00	赤ちゃん体操	あそび(集団遊び・製作等)
10:30	離乳食(初期・中期)	
10:50	リズムあそび 室内・室外あそび	
11:00	離乳食(後期・完了期)	
11:30	昼食 沐浴(0歳児)	
12:00	絵本の読聞かせ	昼食
12:30	睡眠	絵本の読聞かせ・おはなし 午睡
14:30	起床	(年齢によって前後します)
15:00		起床 おやつ
16:30	自由あそび 保育短時間修了	自由あそび 保育短時間修了
18:30	保育標準時間修了	保育標準時間修了
19:00	最終降園 閉園	最終降園 閉園

<保育計画(年間)>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0	歳	児	<ul style="list-style-type: none"> ●一日の生活が快適で機嫌よく過ごせるよう、一人ひとりの生理的なリズムや要求を受け止めて、生活リズムをつくり、健康な身体と心の基礎をつくっていく。 ●子どもと保育者が、心も身体も向かい合った中で、楽しく遊んだり、笑顔であやし語りかけたりなど、丁寧に関わり、人や物との関係を豊かにしていく ●身体づくりに積極的に取りくむ(赤ちゃん体操・外気浴・ハイハイなど)
1	歳	児	<ul style="list-style-type: none"> ●「たくさん遊んで、十分食べて、ぐっすり眠って、快く目覚める」という生活を繰り返すことにより、生理的なリズムから人間的なリズムへとゆっくりすすめていき、基本的な生活習慣を身につけていく ●「自分で」しようという気持ちを大切に育てていくため、意欲を引き出すゆとりある生活をつくっていく。 ●歩けるようになり、言葉を話し始めた子ども達の世界の広がりを受けとめ、色々な遊びを友達と一緒に楽しんでいけるようにしていく。
2	歳	児	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの思いや要求を丁寧に受け止め、安心して生活する中で、しっかりと自我を育むことができるようにする ●「自分でやりたい」という気持ちを大切にしながら、「自分で出来たね」の喜びにつなげていき衣服の着脱、お話の使用を中心とした基本的な生活習慣を身につけていく。 ●「友達と一緒に」の楽しさをしっかりと保障していき、その中で、共感できる関係づくりをおこなっていく ●さくらんぼリズムを通して、体幹から指先までしっかりと動かし、しなやかな体の土台をつくっていく
3	歳	児	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの「やろうとする気持ち」を引き出していき、子どもの出来る事出来た事を誇りに思い、それを自信につなげ、一つひとつ身につけた様式を確かな生活の力にしていく。 ●簡単なルールのある遊びのおもしろさや、友達と一緒に遊ぶ楽しさを知り、仲間意識を育てていく

	<ul style="list-style-type: none"> ●保育者が媒介となり、簡単な話し合いに取り組む事で、自分の要求や考えている事が言葉でいえるように働きかけていく
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●自立から自律に向かっていく 4 歳児。規則正しい生活リズムや生活習慣が身につく、一日の流れを見通して行動する力や、自分達の生活を自主的につくっていくちからを育てていく ●仲間をくぐって自己に気づく 4 歳児。全身をしっかり使いこなし、遊びこむ力を育てていく。集団遊びを保障し、仲間関係を深める中で、友達と遊ぶおもしろさや、発見・疑問・感動などを伝え合い、共感し合える子ども集団をつくっていく。 ●話し合いを大切に、みんなで評価したり、認め合ったりしながら、自分たちで生活のルールを考えあったり、守ろうとしたりする子ども集団を目指していく。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の生活リズムを身につける事で、何事にも意欲的に取り組めるようにする。 ●自分の意思を言葉で伝え、友達の言葉にも耳を傾け、知恵を出し合い、話し合う事で、一つの事に向かって皆で取り組んでいく経験を豊かに行っていく ●自分の目標に向かって、自主的に生活を進めるようにする。 ●仲間と一緒に生活を進めていく喜びを獲得し、自分たちの生活は自分たちでつくっていく。 ●色々な事に興味を持ち、意欲的に取り組む事で、自分で最後まで頑張ったことを喜び、感動し、次の目標へと進んでいくようにする
そ の 他 (年間行事等)	<p>4 月(入園式・給食試食会1・保育参観・給食試食会 2・新中学生を祝う会・竹の子堀・セリ摘み) 5 月(こいのぼり寿司づくり・梅ちぎり・梅シロップづくり・夏野菜作り バス遠足)6 月(梅干作り・さつま芋のつる挿し・地引網体験・田植え)7 月(七夕集会・4 歳児きりん合宿・流しソーメン) 8 月(ブルーベリー摘み・ブルーベリージャム作り) 9 月(防災食体験・秋祭り) 10 月(5 歳児登山、運動会・ハロウィンパーティー・芋ほり・栗拾い・マロンケーキ作り・秋まつり) 11 月(文化祭参加)12 月(保育参観・給食試食会 3・小学校訪問・クリスマス集会・もちつき大会・父母の会親睦クリスマス会・クリスマスケーキ作り)1 月(おせち料理づくり・七草) 2 月(豆まき集会・鬼おにぎり作り・恵方巻作り・親子クッキング・生活発表会)3 月(雛寿司づくり・修了遠足・5 歳児春を探しに(お弁当作り)・卒園修了式)</p>

<クラス編成>

年 齢	クラス名
0 歳 児	ひよこぐみ
1 歳 児	こりすぐみ
2 歳 児	おおりすぐみ
3 歳 児	うさぎぐみ
4 歳 児	きりんぐみ
5 歳 児	らいおんぐみ

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)	
	おやつ	給食		おやつ	男	女
		主食	副食			
0歳児	○	○	○	○	475Kcal	450Kcal
1歳児	○	○	○	○		
2歳児	○	○	○	○		
3歳児		○	○	○	520Kcal	500Kcal
4歳児		○	○	○		
5歳児		○	○	○		

<給食の提供にあたって>

「生きることは食べること、食べることは生きていく力をつくること」です。すみれ保育園では未来に生きることのできる健康な身体づくりを目標に丁寧な食生活(生命を守ること)にこだわり給食も保育の一環であることを重視し、自然で安全な栄養バランスのとれたおいしい食事を心がけています。

① 栄養バランスのとれた給食

6つの食品群を取り入れ、良質のたんぱく質(肉・魚・卵・大豆食品)は、1週間サイクルにとり込んだメニューにしています

② 安全性の高い食品を出来るだけ使用

地元のあいがも米・下郷農協や生協の食材を主に使用。魚・肉・大豆製品は国産の食品を出来るだけ使用しています

③ 旬の食品を使用する

季節の野菜・果物・魚などを出盛りの一番おいしく栄養価の高い時期のものを使用します

④ 和食を中心としたバランスのとれた食事

⑤ 昔ながらの自然な味付けを基本とし食材の旨味がひきたつ優しい味付けで調理します

⑥ そしゃく力をつける給食とおやつの工夫をします

⑦ 食材の収穫や食事の調理に関わることで「食」の喜び、大切さを学びます

⑧ 楽しく食べることを大切にしマナーを学び合ったり、盛り付けなどを工夫し見る楽しみも大切にしています

日々の給食や行事食等を展示や写真で保護者の方々にも食育活動を発信していったり、給食試食会にて実際に食べていただいたりするなど、保護者の方と一緒に楽しみながら食育を考えていきたいと思っています

●毎月1回 栄養会議・給食会議・食農保育会議を開催しチームにて食育の推進を図っています

●年3回給食試食会を行っています。毎日の給食の展示を行っています

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働所作成する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」(に則り、すみれ保育園食物アレルギー対応マニュアルを策定し、それに)基づき、適切な対応に努めています。

◆安全な給食対応のため原則、食物除去は完全除去対応を基本に行っています

- ①アレルギー対応食は、保護者からの申し出により医師の診断書に基づいて行います
- ②医師の診断書はその子どもに応じた適切な対応のため、年1回の更新を基本として診断を受け提出をおねがいします
- ③除去の状況や内容に変更があった場合は、指示書の再提出をお願いします
- ④除去していた食物を解除する場合
家庭で十分繰り返し当該食物を摂取し、かつ症状を認めない等食べられることが確認できた場合除去解除申請書を提出していただき解除となります。
- ⑤安全で安心できる保育環境を提供し、できるだけほかの子と一緒に楽しく過ごせるように工夫や配慮を行います。
- ⑥保護者との連携を重視し、共通の理解および認識のもとで進めます
- ⑦未摂取の食品がある場合、入園までの間の食事進捗の確認をさせていただきます。まだ摂取したことのない食品にアレルゲンとなりやすい卵・大豆・小麦粉・果物等があるようでしたら家庭で始めてもらうようお願いします

●毎月1回 アレルギー対応会議にて保育士・調理師・看護師にて食物アレルギーの種類、食事時の配慮、提供方法等を検討し、園での対応の共通理解を図っています

●アレルギーの子ども達の個別対応の献立表を作成しています

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

児童票の記入・住所を確認するもの

- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・児童の嗜好や生活習慣を知るもの
- ・病歴・予防接種の記録・アレルギーの診断書 等

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん
- ・水筒
- ・手拭用タオル
- ・着替え用の服(パンツ・下着・上着・ズボン)
- ・オムツ(0歳から2歳ごろまで)
- ・汚れ用袋
- ・歯ブラシ・コップ(3歳児から)
- ・お箸セット(2歳児から)

(3) 服装について

おすすめの衣服

【活動しやすいもの】

- ・伸縮性のある綿 T シャツや半ズボンが着脱しやすいようです
- ・飾りボタンやフード・ひもは危険ですので控えてください
- ・ずり落ちたりしない股上丈が深いズボン、上着は腹や背中が見えないよう丈の長いもの
- ・裾の長いズボンや裾が狭く長いスカートは動きにくく危険です
- ・「はだし保育」を行っているので靴下は原則として部屋の中では使用しないようにしています。

【着脱を習慣づけるために】

- ・ズボン・パンツはゴム入りの簡単なものをお勧めします
- ・前襟ぐり・袖ぐり・袖下にゆとりのあるものが着脱しやすいようです
- ・前開きの衣服はボタンが大きいものが着やすいようです
- ・靴はかかとを持ってはける運動靴をお勧めします。戸外遊びをたくさんしますので足にあった靴をお選びください

※持ち物には必ずお名前を書いていただいておりますが、集団生活ですので、入れ間違いや紛失はどうしても起こります。保育時間中は、汚れたり紛失したりしても困らない服を着ていただきますと助かります。どうぞよろしくお願いいたします。靴に関しても同じようにお願いいたします。

(4) その他ご用意いただくもの

季節によって用意していただくもの

- 昼寝用毛布(10月頃から)
- 昼寝用タオルケット(6月頃から)
- 水遊び・夏のプール・水遊び用として水着・タオルの準備

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- 登園は、保護者で責任を持って行って下さい
- 車の駐車には十分注意してください。(駐車スペースが満車の場合はグラウンドを御利用ください)
門の出入りの際は子ども達が飛び出すと危険ですので必ず子どもたちと手をつないでください。
また、門扉の鍵は必ずかけるようお願いします
- 登園の際は必ずクラスまで送り届けてください
- 欠席や遅くなる時は午前 9 時頃までに連絡をしてください。尚、連絡できないやむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。連絡がない場合は担任より 10 時までに確認の連絡をさせていただきます
- 毎日、健康状況(顔色、発熱、食事の量、便の状態等)をよく観察し、気になる事がある場合はお知らせください
- 保育中に体の具合が悪くなったり、怪我等をした時には、連絡をさせていただきます

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- 降園は、保護者で責任を持って行って下さい
- 車の駐車には十分注意してください。
門の出入りの際は子ども達が飛び出すと危険ですので必ず門の鍵をかけるようお願いします
- 迎えに来る方が、いつもと異なる場合は、必ず連絡してください
・その際にはお迎えの方の氏名・予定時刻をお知らせください

14 保育園と保護者との連携について

一人の子どもが育っていくためには、保護者をはじめ、沢山の人たちの手助けや関わりの中でこそ 人間として豊かに育ちます。

子ども達は今、何をなすべきか、今 しておかなければいけないことは何かなど、子ども達の姿から出発し、保護者の方と保育実践を見つめ合い、子どもの理解を深め、発達課題を子ども達の姿から語り合い、知恵と力を合わせていきたいと思っています。

- 父母の会
- 保育参観(年 2 回) クラス懇談会
- 家庭訪問
- 連絡帳
- 園だより

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 10 月 12 日福岡県条例第 56 号)に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

- 健康診断 全園児 年 2 回(4 月・10 月頃)
園医が診察を行い、治療を必要とする場合はお知らせします。
- 歯科検診 全園児 年 2 回(4 月・10 月頃)
歯科医師が検診をし、虫歯がある場合は歯科検診結果票でお知らせしますので早めに治療をお願いします
- 尿の検査 全園児 年 2 回(4 月・10 月頃)
尿たんぱく・尿糖を検査し、結果をお知らせします。
- 身体測定(全園児) 毎月 1 回(身長・体重)

(2) 健康管理、病気のとときの対応

- 洗顔・手洗い・洗髪は家庭で行い、下着・爪等はいつも清潔にしておいてください
- ご家庭での健康状態については常に連絡をお願いします。(ご家庭で熱がでた、下痢をしたとか、怪我をした、薬を内服しているなど健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせ下さい。
- 保育中に体調が悪くなったときには早めにお知らせいたします。
全身症状を見て、熱が高くなくても数回の下痢や嘔吐の場合も体力の消耗がひどく、ウイルス性の可能性もあります。その他園児の欠席状況や感染症の流行状況等から総合的に判断して早めにご連絡する場合がありますのでご了承ください
- 医師の診断、体の異常で保育中に特に注意することがありましたら必ず園へご連絡下さい。
- 事故防止に努めておりますが万が一、保育中に怪我をした場合応急処置をして、受診が必要な場合は保護者の方に連絡を致します。その際状況を伝え、かかりつけなどを確認させて頂きます。その後、園の方で医師の診断を受け、再度保護者の方に連絡を致します。
- 出席停止期間が設けられている感染症の疾患にかかった場合は、集団発症や流行を防ぐためお休み頂きます。
治って登園する場合には、医師が意見書を記入することが考えられる感染症の場合は「意見書(医師が記入)」を、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症の場合は「登園届(保護者記入)」を書いていただき園に持参して下さい。
感染症がでた場合には園内での掲示や保健だよりでお知らせします。
- 保育園での与薬は原則的に行いません。医師の判断により集団保育可能で尚且つ、保育時間中の与薬が必要な場合は「お薬依頼書」の提出をお願いします。取り扱う薬は医療機関からの処方であること、保護者の方の判断で持参した薬は対応できません。1 回分の薬に記名して職員に手渡して下さい
- 健康増進法が改正され、受動喫煙による健康被害が大きい子どもに配慮して保育園においては、その敷地内での禁煙は原則として認められなくなりましたのでご協力よろしくをお願いします。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

保育園での感染症の予防

- ・園児の健康状況の把握
- ・液体石けんでの手洗い・タオルの共有をせずペーパータオル等も使用していきます
- ・日々の保育園での清掃や衛生管理を担当者が責任を持って行っていきます
- ・除菌・消臭・花粉専用噴霧器を各部屋に設置しています
- ・害虫駆除器で定期的に駆除を行います。

保育園での感染症が発生した場合の対応

- ・早期発見に努め感染を防ぐために保護者へ発症の状況やその病気の症状や予防法などの特徴を保健便りやポスターを掲示して知らせていきます。

17 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用の決定	町が行う利用調整
退園の理由	<ul style="list-style-type: none">・2号・3号認定に該当しなくなったとき(卒園を含む)・保護者から退園の申出があったとき・利用継続が不可能であると川崎町が認めた時・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none">・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合は短時間の場合は16時、標準の場合は18時までに連絡をしてください・園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従いますようお願いいたします。

18 嘱託医

以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	医)向野医院
医 院 長 名	向野 達也
所 在 地	田川郡川崎町川崎 24-2
電 話 番 号	0947-72-5610

19 嘱託医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	うえだ歯科医院
医 院 長 名	植田 伸二
所 在 地	田川郡川崎町川崎 24-2
電 話 番 号	0947-72-4610

20 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	大峰ふれあいセンター
広域避難場所	大峰ふれあいセンター
その他	西下町集会所

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに園児の保護者の方等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	川崎警部交番 0947-73-2600
消防署	田川地区消防署 川崎分署 0947-72-3007

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	渡辺 幸子
消防計画届出年月日	田川地区消防署 2012年 7月 27日
避難訓練	火災・地震・風水害を想定した避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。防災の日に防災食体験訓練を実施します。
防災設備	消火器、自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯、監視カメラ、さすまた、催涙スプレー・マーキングエッグ・

23 虐待防止の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険・日本スポーツ振興センター
保険の内容	傷害保険 賠償保険

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で評価 年 2 回 自己評価と面談を開催
外部評価	社団法人全国保育士養成協議会児童福祉施設福祉サービス第三者評価 機関(HYK)の評価を平成 18 年 2 月に受ける

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 主任保育士 手島 千恵美 電話番号 0947-72-7031	
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 渡辺 幸子 電話番号 0947-72-7031	
第三者委員	西村 尚志	電話番号 0948-26-7877
		役職・肩書等 評議員
	永沼 嘉代子	電話番号 0947-85-0383
		役職・肩書等 監事

受付方法：例)面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています

27 個人情報の保護について

当法人においては、個人情報に関する方針を定め、情報保護の徹底に努めます。

但し以下に記載した保育に必要な範囲内においては適切に使用してまいります

- 緊急で使用する、クラス連絡網への電話番号の記載をします。
- チラシ、新聞、パンフレット、ホームページへの写真の掲載をします。
- 行事や日常保育のビデオ、注文用写真の撮影をします。
- 園だよりの写真の掲載、クラスだよりにのお子様の名前、生年月日などの記載をします
- 体験学習など地域の学校等第三者による、触れ合いの様子の写真撮影をします
- 写真、園だよりに、クラスだよりの掲示板掲載をします。
- 園行事等における様々な電子媒体を利用した写真・動画撮影に関して、さまざまな問題が発生していると聞きますので、許可なく YouTube やその他 SNS などのアップロードなどむやみに第三者への提供やネット上での公開を行わないようにしてください。

28 その他

住所、勤務先等家庭の状況に変更があった場合

家庭の状況(住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等)に変更があった場合は、必ず担任、事務所に連絡してください